

2021年4月19日改訂

大阪市立大学大学院文学研究科 後期博士課程 研究奨励給付金 募集要項 【2021年度版】

1 制度の目的

文学研究科後期博士課程に在学する者のうち、研究意欲が旺盛で優秀な学生に対して研究奨励給付金を支給し、研究に専念できる環境を提供するとともに、研究者にふさわしい能力を育成することを目的とする。

2 応募資格

以下のすべてにあてはまる者。(※1)

- 1) 2021年4月1日付で文学研究科後期博士課程の第1年次、第2年次の者。
- 2) 2021年度の日本学術振興会特別研究員(DC1、DC2)への応募申請を行った(2020年6月締切)が、採用されなかった者。
- 3) 研究奨励給付金の上限額を超える額の他の給付金等を得ていない者(ただし、日本学生支援機構等の貸与型奨学金の受給者や授業料免除の該当者はこの限りではない)。

(※1 長期履修(予定)学生が本給付金に申請する場合は、別途、文学研究科教務担当に相談すること。)

3 給付期間

1年間。

4 給付額

50万円を上限として研究科が決めた額を、給付決定後と10月に分けて給付する。
ただし、財政状況等の変化に応じて支給金額を変更する場合がある。

5 奨学金の使用範囲

研究に必要な諸経費および学資。

6 採用予定人数

若干名。

7 申請手続

研究奨励給付金を希望する者は以下の書類を提出すること(書類は文学研究科ホームページからダウンロードして入手すること)。

(1) 提出書類(いずれもPDF化したもので提出すること)

①申請書(様式1) 1部

②教員の意見書(様式2) (※2) 1部

(※2 原則として後期博士課程の指導教員(予定者を含む)により作成されたものとするが、特段の事情がある場合は指導教員以外の文学研究科教員により作成されたものでも可とする。なお、教員の意見書は作成教員により厳封されたものであること。)

③給付金等が別にある者は、その金額がわかる書類 1部

④日本学術振興会が特別研究員不採用者に対して電子申請システムで通知した「審査結果詳細」の全体をハードコピー(印刷)PDF化したもの・・・1部

(2) 提出期限 **2021年5月10日(月)16時**

(3) 提出先 ~~学生サポートセンター1階 文学研究科教務担当~~ **下記参照**

新型コロナウイルス感染症の拡大により大学の授業が原則、遠隔授業に切り替えられたのに伴い、奨励給付金の申請書類の提出方法もメールでの提出に変更する。

申請予定者と指導教員は、以下の手順で提出すること。

① 申請者本人は、申請書(様式1)を作成し、印刷・押印のうえPDF化して、DC申請時の「審査結果詳細」のPDF、また給付金等が別にある者は、その金額がわかる書類も加えて、指導教員にメール等でファイルを送付する。

② 指導教員は、上記ファイルを受領ののち、教員の意見書(様式2)を作成し、印刷・押印のうえPDF化して、様式1・2をはじめ、必要な書類すべてのファイルを添付して、申請期限までに、メールで文学研究科教務担当[lit-kyomu@ado.osaka-cu.ac.jp]まで送付する。

*その際、指導教員は、学生が提出した申請書類に不備がないか確認したうえで送付すること。また、メールの件名を「後期博士課程研究奨励給付金申請」とし、ファイルには必ずパスワードをかけること。

③ 受領後、24時間以内(休日に受信した場合は翌業務日)に文学研究科教務担当から送付する受領確認のメールを指導教員は確認し、無事に受領された旨を、申請者本人にメール等で伝える。

4月19日時点では、提出期限(2021年5月10日(月)16:00)を変更する予定はないため、期限に遅れぬよう、対応をするように留意されたい。

8 選考

文学研究科若手研究者研究支援委員会において、研究計画、研究実績(発表論文および学会発表等(※3))、日本学術振興会特別研究員採用申請に対する評価等を総合的に審査し、文学研究科教授会において決定する。採用決定者の発表は6月初旬を予定している。

(※3 今後、後期博士課程第2年次の申請者で、同第1年次に本給付金を給付されていた者については、前年度末に提出された研究実績報告書(様式3)も参考資料とする。)

9 採用者の義務等

(1) 採用者は、2022年度日本学術振興会特別研究員(DC2)に申請し、申請書類を2021年7月30日(金)までに文学研究科教務担当に提出すること(※4)。また研究実績報告書(様式3)を2022年3月19日(金)までに、同じく文学研究科教務担当に提出すること。

(※4 長期履修学生で日本学術振興会特別研究員に申請しない場合は、申請書類の提出を免除する。)

(2) 次のいずれかに該当する場合、研究奨励給付金の受給資格を取り消し、すでに支給された給付金の全部または一部の返還を求めることがある。

①退学または休学した場合。

②本学大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合。

③2022年度の日本学術振興会特別研究員に申請しなかった場合。

④研究実績報告書を提出しなかった場合。

⑤その他、文学研究科教授会が給付にふさわしくないと判断した場合。